株式会社IHIシバウラ控え

IHI内視鏡洗浄機保守点検業務委託契約書

保守点検業務委託契約者（以下「甲」という）と、株式会社IHIシバウラ（以下「乙」という）、及び販売代理店である新鋭工業株式会社（以下「丙」という）は甲の所有する内視鏡洗浄機の保守点検業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条　保守点検の委託

甲は丙に対して、甲の所有する前記の装置に対して、安全性、有効性を維持するために、定期交換部品の交換及び点検、清掃、確認作業（以下これらの保守点検作業を定期点検と総称する）又は、当該定期点検に加え、故障または性能低下を事前に発見するための、計測、調整及び随時保守作業（以下これらの保守点検作業を総合メンテナンスと総称する）を委託する。

第２条　保守点検の方法

丙は、点検確認書に基づき、点検・定期部品交換・清掃・確認の、保守作業を行うものとする。作業は、乙が実施する専門メンテナンス教育を修了した有資格者が実施する。なお、丙は、作業を乙又は乙・丙以外の有資格者に委託することができる。

1. 定期点検契約の場合
- 点検は年１回とし、日程は予め乙又は丙が甲に連絡し協議の上決定する。
- 点検以外の、都度発生する修理に関しては別途有償修理とする。

2. 総合メンテナンス契約の場合
- 点検は年２回とし、日程は予め乙又は丙が甲に連絡し協議の上決定する。
- 点検以外の、都度発生する修理費用、出張費用は契約範囲に含む。

　但し、外装品、洗浄槽など、無償部品リストに定められた以外の部品代、修理費用は有償とする。

第３条　保守点検の作業時間

通常、保守点検の作業時間は、土・日・祝日及び特に定めた時間（季節休暇等）を除く乙又は丙の営業時間内とする。

第４条　保証内容

保守点検で交換した部品の保証期間は交換後６ヶ月とし、保証期間内に本来の用法で使用中に瑕疵あることが判明した交換部品は、乙が無償で交換するものとする。

第５条　保証対象外

落下、衝突、盗難、火災等甲の不注意に起因する故障や風水害、地震などの天変地異その他不可抗力に起因する損傷、および、乙が指定する者以外による改造、修理等を行ったことに起因する損傷の修復作業、および洗浄対象物は、保証対象外とする。

第６条　契約期間

本契約の有効期間は、締結日より２年間とし、期間満了の日から３ヶ月前までに甲乙丙いずれから何ら申し出の無い場合は，同一条件を持ってさらに２年間延長されるものとし、以後も同様とする。

但し、総合メンテナンス契約は、内視鏡洗浄機の購入から６年目までの契約とし以降は契約できないものとする。

第７条　解約

甲乙丙は本契約期間中であっても、１ヶ月前の予告期間をもって本契約を解除する事ができる。

乙又は丙は契約期間が残り６ヶ月以上の場合に限り、月割りにて支払い済みの費用を返金することとする。

第８条　支払方法

甲は点検料金を丙又は丙の販売店（　　）の請求により支払うものとする。

1. 定期点検契約の場合

＿＿＿＿＿＿＿＿円／年間（定期交換部品代を含む。出張交通費別途）

上記料金には、点検以外の都度発生する修理に関する費用は含まれない。

点検実施完了時に請求書を発行する。甲は当請求書受領後＿＿＿＿＿日以内に＿＿＿＿＿＿＿に支払う。

2. 総合メンテナンス契約の場合

＿＿＿＿＿＿＿＿円／年間（定期交換部品代、出張交通費、都度発生する修理代を含む）

契約締結日及び次年度当該日以降に請求書を発行する。甲は当請求書受領後＿＿＿＿＿日以内に＿＿＿＿＿＿＿に支払う。

以上、甲乙丙間に契約が成立したので、本契約書を４通作成し、甲乙丙各１通を保有するものとし、本契約書をもって注文書といたします。

締結日　平成20年5月4日

甲　住所　〒175-0094 東京都板橋区成増三丁目48番23号 成増医療ビル

施設名　医療法人社団 星霞会

代表者　こた内科・消化器科

乙　岡山市西大寺新地170番地6
株式会社IHIシバウラ
環境事業部　事業部長　藤下　雅行

丙　埼玉県上尾市平方領領家308番地2
新鋭工業株式会社
代表取締役　宇賀神　茂

契約種別／定期点検契約・総合メンテナンス契約
（どちらかに○印）

対象機種	ONW－10
機　番	
納入日	年　月　日